

## 企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針

平成14年12月11日

公正取引委員会

改定 平成18年1月4日

改定 平成19年3月28日

改定 平成22年1月1日

### 1 趣旨

公正取引委員会は、株式取得等（株式の取得、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転及び事業等の譲受けをいう。）の企業結合計画については、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）。以下「法」という。）に基づく事前届出制を採っており、法に定められた手続に従い企業結合審査を行っているところである。

他方、当委員会は、当事会社（企業結合を計画している者をいい、法第13条に規定する役員又は従業員及び法第14条に規定する会社以外の者を含む。以下同じ。）から、具体的な企業結合計画に関し、法定の届出を行う前に、当該計画が法第4章の規定に照らして問題があるか否かについての相談（以下「事前相談」という。）があった場合には、その審査結果につき回答しているところ、近年、事前相談に対する当委員会の審査について一層の迅速化及び透明性の向上が求められてきている。

このため、当委員会は、事前相談の迅速性及び透明性をより一層高める観点から、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」を下記のとおり定めることとした。

### 2 事前相談の申出の要件

事前相談の申出は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に受け付けるものとする（事前相談の受付窓口は、別紙のとおりである。）。

なお、当事会社は、事前相談の申出の時点で企業結合計画について公表していない事案（以下「非公表事案」という。）であっても、事前相談を申し出ることが可能である。

- (1) 相談の対象となる企業結合計画を実施しようとする当事会社からの申出であること。
- (2) 将来自ら行うことを予定している企業結合に係る具体的な計画内容を示すこと。
- (3) 下記「4」の第2次審査を行った場合、事前相談に係る事実及びこれへの回答内容について公表することに同意していること。

### 3 第1次審査

- (1) 事前相談の申出

当事社は、企業結合計画の具体的内容を示す資料（下記「(2)」参照）を提出することにより事前相談の申出を行うことができる。

当委員会は、事前相談の申出があった場合、審査の開始に必要な追加資料の有無を検討し、当該企業結合計画の具体的内容を示す資料が提出された日から原則として20日以内に、追加資料が必要ないと判断した場合にはその旨を通知する一方、追加資料が必要と判断した場合には追加資料リストを書面で提示する。

なお、当事社は、事前相談を円滑に開始するため、事前相談の申出前に、法の概要、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（以下「企業結合ガイドライン」という。）の概要、事前相談手続、企業結合計画の具体的内容を示す資料の内容等について、当委員会に照会することができる（照会先は、事前相談の受付窓口。）。

## (2) 企業結合計画の具体的内容を示す資料

上記「(1)」における「企業結合計画の具体的内容を示す資料」は、以下のとおりである。

### ア 企業結合計画の概要を示すものとして提出が必須の資料

企業結合計画の概要を示すものとして提出が必須の資料は、以下のとおりである。ただし、以下の資料中、資料が存在しないなど提出困難なものがある場合には、その旨を示せば提出を不要とすることができる。

#### (ア) 当事社の概要を示すもの

会社名（商号）、代表者名、設立年月日、本支店・事業所の所在地、従業員数、事業内容、当事社の最終親会社に関するこれらの事項（注1）

最終の事業実績（事業報告、貸借対照表及び損益計算書）、当事社の最終親会社の作成する有価証券報告書その他当事社の属する企業結合集団（法第10条第2項に規定する企業結合集団をいう。以下同じ。）の財産及び損益の状況を示す書類

株主構成、当事社相互の関係（株式所有、役員兼任、業務提携、融資、取引関係等）、当事社の属する企業結合集団に属する会社等相互間の関係（株式所有、役員兼任、業務提携、融資、取引関係等）

関係会社（当事社の属する企業結合集団に属する会社等を除く。）に関する事項（～の事項に同じ）（注2）

#### (イ) 企業結合計画の具体的内容

結合目的、結合方法、結合対象事業の範囲

結合のスケジュール

当事社による結合計画の公表資料・合意文書等

#### (ロ) 対象商品の概要

商品（役務を含む。以下同じ。）の概要（形状、特性、原材料、製法、用途等）

市場規模

商流、物流

対象商品と競合していると考えられる商品

(I) 対象商品を提供する事業者の概要

対象商品を提供する各事業者の名称及び事業地域

対象商品を提供する各事業者の名称及び市場シェア（注3）

当該企業結合後のハーフィンダール・ハーシュマン指数（以下「HHI」という。）及び当該企業結合によるHHIの増分（注3）

イ 競争上の判断に及ぼす影響が大きいと考える要素の根拠を示す資料

対象商品について、企業結合ガイドラインに記載のある具体的判断要素のうち、当事会社からみて、競争上の判断に及ぼす影響が大きいと考える要素がある場合、当事会社の任意でその根拠となる資料（資料の例示は、別添を参照。）を提出することができる。

ウ その他当事会社において提出すべきと考える資料

当事会社は、以上のほか、企業結合計画の具体的内容を示すものとして提出すべきと考える資料を提出することができる。

なお、当事会社は、事前相談の申出時に限らず、当委員会の審査中のどの時点においても、提出すべきと考える資料・意見書等がある場合にはそれらを提出することができる。

（注1）最終親会社とは、当事会社の親会社（法第10条第7項に規定する親会社をいう。）であって他の会社の子会社（法第10条第6項に規定する子会社をいう。）でないもの（当該当事会社に親会社がない場合又は当該当事会社が法第10条第2項に規定する株式発行会社である場合においては、当該当事会社）をいう。

（注2）関係会社とは、対象商品に関し当事会社と水平的又は垂直的關係にある会社のうち、当事会社が総株主の議決権の10%を超えて保有する会社及び当事会社の総株主の議決権の10%を超えて保有する会社をいう。

（注3）市場シェア及びHHIは、当事会社が、競争関係にある取引の場として適当と考える市場について示せば足りる。ただし、どのような資料に基づいて算出したものであるかの根拠を示すこと。

(3) 第1次審査の進行

当委員会は、上記「(1)」において、追加資料が必要ない旨を当事会社に通知した場合には当該通知日をもって、また、追加資料リストを提示した場合には当該追加資料が提出された日をもって、審査（この審査を「第1次審査」という。）を開始し、原則として30日以内に、独占禁止法上問題がない旨又は更に詳細な審査（この審査を「第2次審査」という。）が必要な旨を当事会社に通知する。

4 第2次審査

(1) 第2次審査に必要な資料の提出要請

当委員会は、上記「3(3)」において第2次審査が必要な旨を通知する場合には、その対象となる商品や地理的範囲を特定した上で、具体的な独占禁止

法上の論点を説明し、第2次審査を行うために必要と判断される具体的な資料の提出を要請する。

## (2) 第2次審査の進行

### ア 第2次審査の開始

当委員会は、上記「3(3)」において第2次審査を行う必要がある旨を当事会社に通知した後、第2次審査を開始する。

### イ 当事会社による非公表事案の公表

第2次審査においては、当委員会による取引先等に対するヒアリング調査等が必要となるため、当該事案が非公表事案の場合には、上記「(1)」において要請した資料を提出する前に、当事会社が当該事案を自ら公表することを要する。当事会社が当該事案を公表しない場合には、下記「7(4)」のとおり、事前相談を中止する。

### ウ 第三者からの意見の受付

当委員会は、第2次審査を行う必要がある旨を当事会社に通知した後で、かつ、非公表事案について当事会社が自ら公表した後に、当委員会において当該企業結合計画について第2次審査を行う旨を公表する。当該企業結合計画につき意見がある者は、何人も、当委員会が第2次審査を行う旨の公表を行った後、30日以内に、当委員会に対して、意見書を提出することができる。

### エ 問題点を指摘する場合の手続

当委員会は、第2次審査の過程において、当該企業結合計画が法第4章の規定に照らして問題がある旨指摘しようとする場合には、他の事業者の秘密にわたる部分を除き、問題があると判断した根拠（当事会社が主張した事実に係る認定、当委員会で実施した調査・分析やアンケート調査の結果等）を示すものとする。

### オ 審査結果の回答

第2次審査の結果については、当事会社が上記「(1)」で要請した具体的な資料を提出した日から原則として90日以内に、その理由も含め文書で回答するとともに、当事会社の秘密にわたる部分を除き公表するものとする。

## 5 通知・回答期限の例外

上記「3(3)」又は「4(2)オ」に規定した通知・回答期限は、例えば、次のような場合には適用されない。

- (1) 資料提出後、当初相談のあった企業結合計画に変更がある場合
- (2) 当事会社から、通知・回答期限を別の期日とするよう申出があった場合

## 6 公表期日

事前相談の内容及び上記「4(2)オ」の回答内容を公表する期日は、当事会社に事業者の秘密にわたる部分があるか否かを検討する機会を付与する期間を考慮し、原則として、上記「4(2)オ」の回答後1週間以内とする。

## 7 事前相談の中止

例えば、次のような場合には、事前相談に関する審査を中止するものとする。

- (1) 当事会社に求めた資料の提出が行われなかった場合
- (2) 事前相談中に、当該企業結合計画に関して法第4章の規定に基づく届出がなされた場合
- (3) 当事会社から事前相談の取下げの申出があった場合
- (4) 非公表事案について、当委員会が、第2次審査が必要である旨を通知した段階において、当事会社による当該事案の公表が行われない場合

## 8 法定手続との関係

上記「3(3)」又は「4(2)オ」の回答において、独占禁止法上問題がない旨の回答をした後、法定の届出において、事前相談の対象とされた企業結合計画と同一内容の届出が行われた場合には、法定の措置を採ることはないものとする。ただし、届出の内容が、事前相談の対象とされた企業結合計画と異なる場合や下記「9」に該当するような場合には、この限りでない。

## 9 回答の撤回

事前相談の際に提出された資料及び説明が事実と異なるものであることが判明した場合には、事前相談に対する回答を撤回する。

## 事前相談窓口

	連絡先	管轄地域
公正取引委員会事務総局 〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟	経済取引局企業結合課 TEL : (03)3581-3719 FAX : (03)3581-5771	茨城県・栃木県・群馬県 埼玉県・千葉県・東京都 神奈川県・新潟県・長野県 山梨県
北海道事務所 〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎	総務課 TEL : (011)231-6300 FAX : (011)261-1719	北海道
東北事務所 〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎	総務課 TEL : (022)225-7095 FAX : (022)261-3548	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
中部事務所 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	経済取引指導官 TEL : (052)961-9422 FAX : (052)971-5003	富山県・石川県・岐阜県 静岡県・愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	経済取引指導官 TEL : (06)6941-2174 FAX : (06)6943-7214	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館	総務課 TEL : (082)228-1501 FAX : (082)223-3123	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
近畿中国四国事務所四国支所 〒760-0068 高松市松島町 1-17-33 高松第 2 地方合同庁舎	総務課 TEL : (087)834-1441 FAX : (087)862-1994	徳島県・香川県・愛媛県 高知県
九州事務所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館	経済取引指導官 TEL : (092)431-5882 FAX : (092)474-5465	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 〒900-8530 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	公正取引室 TEL : (098)866-0049 FAX : (098)860-1110	沖縄県

別添 競争上の判断に及ぼす影響が大きいと考える要素の根拠を示す資料の例

企業結合ガイドラインの項目	当事会社からみて、競争上の判断に及ぼす影響が大きいと考える要素	根拠資料の例
第2 - 2	一定の取引分野 (商品の範囲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品の概要（形状，特性等）</li> <li>・原材料，製法，製造工程図</li> <li>・品質・性能や規格・方式による商品の差異の程度</li> <li>・効用等が同種又は類似の商品</li> <li>・商品別価格，取引数量の動き</li> <li>・需要者の認識・行動の特徴</li> <li>・工場生産設備の概要（ラインの切替可能性等）</li> <li>・関連する文献，調査・分析等（以下，同じ。）</li> </ul>
第2 - 3	一定の取引分野 (地理的範囲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業国・区域（当事会社及び競争者）</li> <li>・工場・事業所の所在地・事業区域（当事会社及び競争者）</li> <li>・需要者の買い回る範囲，購買行動</li> <li>・商品の特性</li> <li>・商品の輸送・提供手段，輸送費用</li> <li>・国・地域別価格，取引数量の動き</li> <li>・物流・商流</li> </ul>
第4 - 2(1)	当事会社グループの地位・競争者の状況（市場における競争の状況等を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場規模（数量・金額）の推移，需要予測</li> <li>・各当事会社（及び競争者）の生産・出荷数量及び金額の推移（用途別・需要部門別，自家消費・外販別等）</li> <li>・当事会社の対象商品の売上高（利益・コスト）</li> <li>・市場シェアの変動状況，当事会社間の従来競争状況</li> <li>・製品別販売価格の月別推移（相対取引・市況の別，需要者グループ別，流通経路別等）</li> <li>・価格決定の方法（販売促進費用・リベートや広告宣伝費等）</li> <li>・価格交渉の頻度，価格変更のタイミングやその要因</li> <li>・商品別の流通経路図，経路別流通数量・金額，販売組織，流通系列化の状況</li> <li>・工場生産設備の概要（設備の内容，生産能力・生産数量・供給余力の推移及びそれらの算定方法，建設・計画中の設備の内容・生産能力等）</li> <li>・輸出数量・輸出価格の推移（価格形成要因，国内品との価格差）</li> <li>・当事会社の製品ラインアップの状況（製品カタログなど），他社製品の概要（製品ラインアップ，特色等）</li> <li>・商品差別化（ブランド，グレード等）の状況，ブランドの評価</li> <li>・保有又は使用許諾を有する特許権，技術導入に関する提携の内容</li> <li>・新製品の開発状況，研究開発投資額（人員，施設の概要等）</li> <li>・当該商品に係る国内外の技術革新の速さや程度，商品陳腐化の状況，売上高に占める研究開発投資費の割合の推移</li> </ul>
第4 - 2(2)	輸入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入数量・輸入価格の推移（価格形成要因，国内品との価格差）</li> <li>・国際的取引に係る関税その他の税制や法制度上の規制の有無・内容</li> </ul>

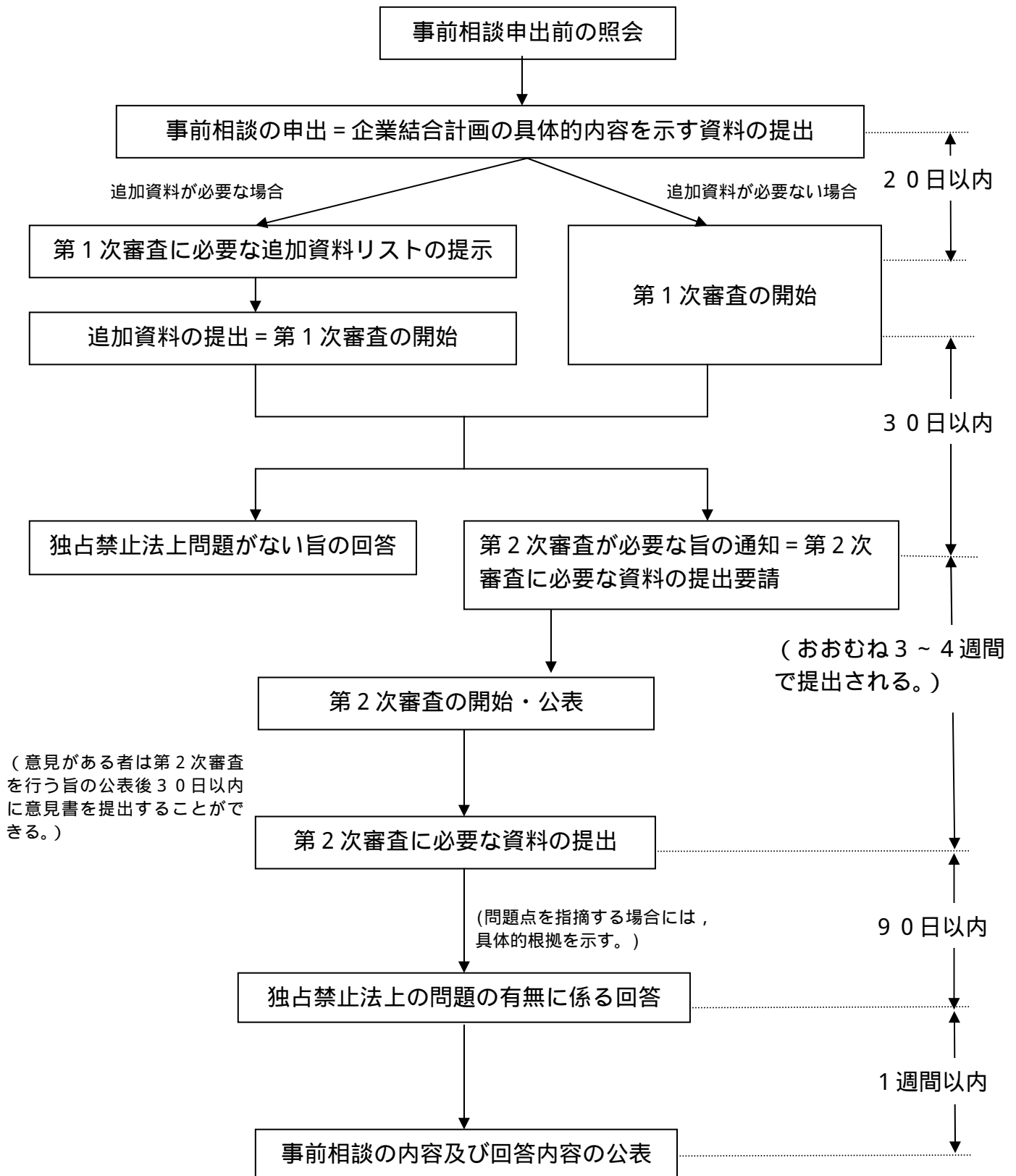
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入品の価格・品質・技術，輸入に係る費用・設備（物流・貯蔵設備等）</li> <li>・輸入品の輸出国の需要動向・輸出余力，海外における有力な事業者の概要</li> <li>・今後の輸出入の予測</li> </ul>
第4 - 2 (3)	参入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許認可等の法制度上の参入規制の有無</li> <li>・実態面での参入障壁の有無（参入に必要な生産設備の適正規模と所要資金額，立地条件，技術条件，原材料調達の内容，販売面の条件等）</li> <li>・過去の参入事例及びその効果</li> <li>・参入可能性のある事業者や参入計画の有無，参入予定者の事業計画</li> </ul>
第4 - 2 (4)	隣接市場からの競争圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接市場の競争状況及び隣接市場における競争が一定の取引分野における競争に与える影響の程度（競合品，隣接地域）</li> </ul>
第4 - 2 (5)	需要者からの競争圧力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要需要者名（所在地，販売数量・金額の推移）</li> <li>・主要な需要者規模別販売先（大口・小口需要者）及び取引関係（販売数量（金額）の推移，取引方法等）</li> <li>・需要者間の競争状況</li> <li>・取引先の変更容易性（取引先の切替費用，ユーザーの複数購買の状況，取引先の切替例等）</li> </ul>
第4 - 2 (7)	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業結合に伴う合理化・効率化計画及び経済的効果の内容，算定根拠（規模の経済性，生産設備の統合，工場の専門化，輸送費用の軽減，研究開発の効率性等）</li> <li>・当該企業結合を決定するに至るまでの内部手続に係る文書，効率性に関する株主及び金融市場に対する説明資料等</li> <li>・効率性向上による価格低下・品質向上・新商品提供等に係る過去の実績</li> </ul>
第4 - 2 (8)	当事会社グループの経営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業績不振に陥っている当事会社に係る財務状況</li> <li>・業績不振に陥っている当事会社を救済することが可能な他の事業者との交渉の状況</li> </ul>

（注）市場規模，価格，数量，市場シェア等の推移については，一般的には3～5年分程度を提出することが望ましいが，事案の内容，取引の特性や入手可能なデータの有無等によって，推移をみるべき期間は異なり得る。

なお，このようなデータの収集源としては，政府統計，業界団体の統計，市場調査機関の資料，POSデータ（消費者向けの商品の場合）などが考えられる。



(参考1) 企業結合計画に関する事前相談への対応フローチャート



注1：当事会社は、必要に応じて、いつでも資料・意見書等を提出することができる。

注2：独占禁止法上問題がある旨の回答を行う場合において、当事会社から問題解消措置の申出があったときは、この申出内容を踏まえて回答を行う。

(参考2) 企業結合計画に関する法定手続のフローチャート

